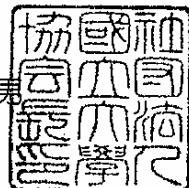


国大協企画第28号
平成19年2月21日

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
高市早苗 殿

社団法人国立大学協会

会長 相澤益男



「知的財産推進計画2007」の策定について（要望）

国立大学及び大学共同利用機関は、平成16年4月からの法人化を契機として、そのメリットを活かしながら、各法人における経営戦略の確立や教育研究の活性化、学生支援の充実、産学連携や地域貢献の促進など様々な改革に取り組んでいます。

各法人においては、創造的・先端的な学術研究や我が国の知的財産基盤の中核となる知的財産の活用、人材養成の観点から、「知的財産推進計画」を着実に実施するため、知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系構築等が重要になってくるものと考えます。

そこで、関係各位におかれましては、今後とも、国立大学等における教育研究の充実と改革推進の重要性をご理解いただき、別添の要望に関して格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

要 望 事 項

1 . 国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけについて

長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。

2 . 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築について

国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業務の特性に配慮し、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築すること。

また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すること。

3 . 知的財産に関する共通的課題についてのガイドラインの提示について

学生、ポスドク等の共同研究への参加のルール、リサーチツール、マテリアルトランスマスター契約、大学におけるソフトウェアやデータベースなどのコンテンツ分野の知的財産に関する取扱いなど共通的課題について、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示すること。

4 . 知的財産専門人材の育成・確保について

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にすること。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。

5 . 外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保について

外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等の問題が散見されるので、早急に調整し、一貫した知的財産政策の体系を構築すること。

以上

要望事項の説明資料

1. 国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけについて

長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。

2. 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築について

国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業務の特性に配慮し、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築すること。

また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すること。

【事実関係】

(1) 国立大学法人における知的財産業務

国立大学は、平成16年4月に国立大学法人となり、知的財産の保有が可能となると同時に、国立大学法人法第二十二条により「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」が法人の業務として位置づけられることになった。これに伴い各国立大学法人は知的財産業務を本格化し、約3年が経過した。

(2) 知的財産推進計画における大学の知的財産業務の位置づけ

知的財産推進計画2006は、「我が国の研究資源の多くを有する大学等の役割は極めて大きい。各大学等においては、今後、一層本格的に知財活動に取り組み、契約、マネジメントの改善や各種ルールの整備を着実に進めるとともに、件数のみに偏らず質の重視を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用することが必要である。また、国際的にも、活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立することも重要である。」としている。

大学の役割として「基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用すること」が重要であること、大学に知的財産に関わる「活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が重要であることを指摘している。

(3) 大学知的財産本部整備事業

文部科学省は、平成15年度より「特許等知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するため、全学的な知的財産の管理・活用を図る大学知的財産本部を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進する」ために、国公私立大学等43機関を対象とする「大学知的財産本部整備事業」を開始した。事業年度は平成19年度までとなっており、その後の支援については未定である。

(4) 大学知的財産本部整備事業の対象とならない国立大学法人における取組み

「大学知的財産本部整備事業」の対象となっていない国立大学法人であっても、独自に大学知的財産本部を設置するなど知的財産業務に取組んでいる。

(5) 特許料等の優遇措置

産業技術力強化法附則第3条およびTLO法（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律）附則第3条により、国立大学法人が国と同等の特許料等の免除を受けられるのは平成18年度までであり、それ以降の優遇措置は、産業技術力強化法第16条または産業再生法第32条、33条に基づく軽減措置（審査請求料：半額軽減、特許料1～3年分：半額軽減）のみとなる。

【問題点】

(1) 国立大学法人における知的財産業務の特性への配慮の必要性

1) 大学の知的財産の性格と社会的役割

大学は、次代を担う人材の養成と学術研究の推進を基本的な役割としている。知的財産は、大学の研究の成果を社会還元(事業化等)するための手段であり、収益そのものを目的としていない。

また、大学はその本来的役割から、特許の実施者になりえない以上、知的財産により短期的収益を上げることを目的としているわけではない。むしろ、民間では扱いにくい、より長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産(基本特許等)を創出し、一国の経済活動にとって長期的に必要となる技術や標準を提案していくことを通じて、国の経済の持続的発展や競争力に貢献していくことが、国立大学法人における知的財産業務の社会的役割である。このことは、知的財産推進計画でも触れられており、基本認識とすべきである。

2) 大学における知的財産業務の教育的側面

大学は、知的財産に関わる専門的人材の育成のみならず、将来社会で活躍する人材一般に対する知的財産教育も担っている。知的財産マインドを持った社会人の育成は、我が国の知的財産活動の基底を構築するものであり、大学にとっては、このような知的財産教育を通じた社会への貢献も重要な責務である。このような専門的および一般的知的財産教育にとって、大学の知的財産業務は、優れた教育の場、教材としての意味も有している。大学の知的財産業務の教育的役割についても配慮する必要がある。

3) 国立大学法人の知的財産業務の公共的性格

国立大学法人は、国の公共的業務を国に代って実施する法人としての性格を有している。公共性の観点から、国立大学の知的財産業務は、すべての国民、中小企業を含む企業等に対して、知的財産サービスへのアクセスの機会を保証すべきものである。この点から、「大学知的財産本部整備事業」の支援対象となっていない小規模大学、地方大学であっても、財政的圧迫にも関わらず、知的財産業務に取り組んでいるところである。

(2) 知的財産業務の成長段階への配慮の必要性

国立大学法人は法人化以来、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇により、特許の出願等、知的財産の権利化のための業務に取り組み、多数の特許出願を達成するなど実績を上げてきた。この経験によって、法人化以前は経験のなかった知的財産の権利化に関する業務については、一定のノウハウや経験の蓄積ができたところである。

今後は、それらの知的財産の管理のステージ、さらにはライセンスや譲渡等の知的財産の活用のステージに進むことになる。しかしながら、知的財産の管理や運用に関しては、法人化以来の時間が短く、ほとんど経験を積んでいない。知的財産の管理や運用のステージでは、権利化段階以上に複雑で多岐にわたる課題に取り組まなければならず、権利化段階とは異なる、広範な能力や人材が必要となると考えられるが、その手当はほとんどできていない。

権利化に関しても、今後は国際特許の取得が拡大すると思われるが、このための業務に関しても経験が乏しいのが現実である。

「知的財産推進計画」が指摘するように、大学にとっては、知的財産に関わる「活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が必要とされる段階にある。

このような状況の下で、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇が廃止されれば、大学における知的財産業務の一層のコスト上昇のため、知的財産業務は著しく後退するか、短期的にコストを回収しやすい知的財産(研究開発下請機関化し、譲渡しやすい特許を優先する等)へ傾斜していくおそれがある。このような事態は、大学の知的財産業務の本来の目的、大学に期待される社会的機能に反するだけでなく、国全体の知的財産戦略にあっても望ましいものとはならない。

【要望内容】

(1) 長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産（基本特許等）の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。

国立大学が、有意義な知的財産を創出し続けることを通じて、我が国の知的財産戦略の推進に今後いっそう貢献し、ひいては我が国経済の持続的発展に貢献していくためには、国立大学を知的財産創出の重要な拠点であることを明確に位置づける必要がある。そのために、国立大学の特性や社会的役割を踏まえて、知的財産推進計画等において国立大学の役割を明確化する必要がある。

もちろん、国立大学における知的財産および知的財産業務の意味や位置づけについては、国立大学自身が率先してビジョンを示し、関係者がそれを共有化していく責任があるが、知的財産推進計画の策定に際しては、関係者の意見を取り入れて、国立大学の役割を明確に示していただきたい。

(2) 国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系を構築すること。

国立大学の知的財産業務が法人化を契機として開始された新しい業務であり、経験が十分でなく、その質的、量的内容が今後も大きく変動する蓋然性が高く、さらに多面的に展開していくべき状況にあること、国立大学の知的財産業務が短期的収益を目的とする活動ではなく、人材育成を含む長期的視点に立つ活動であること等に配慮し、今後も一定の財政的支援、誘導施策を継続することが必要である。

ただし、国立大学法人の公共的性格に配慮し、従来のような一部の大学のみに対する支援が妥当であるか、業務の多様化を踏まえれば、すべての業務を内生化することが合理的か、等々、今日的状況を踏まえて、施策のあり方を検討する必要がある。とくに、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮が必要である。

国際特許関連業務や知的財産権の管理、運用におけるリスク管理等の今後重要性を増す業務については、そのあり方を検討し、財政的支援や誘導施策の体系を構築する必要がある。例えば、ガイドラインやプロトタイプの設定、情報の共有化による業務の効率化、複数大学による業務の共同化、国もしくは関連機関による一元的支援体制の構築等について検討すべきである。

また、財政的支援については、知的財産業務が国立大学法人の固有の業務であることから、また長期的な財政的安定性を確保するためには、国が運営費交付金を通じて支援することが望ましいという考え方もありうる。しかし、国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大きく変動する蓋然性に配慮すれば、現段階で財政的支援の望ましい水準を定めることは困難である。過渡的状況下で、状況の変化に柔軟に対応し、望ましい方向に誘導するためには、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、運営費交付金とは別枠で、明示的に知的財産業務を支援していくことが望ましいと思われる。

ただし、従来の施策をそのまま延長するのではなく、状況に応じた総合的な施策の体系が構築されることを期待するものである。そこでは、公私立大学や独立行政法人研究機関への配慮とバランスの視点も含まれるべきである。

3. 知的財産に関する共通的課題についてのガイドラインの提示について

学生、ポスドク等の共同研究への参加のルール、リサーチツール、マテリアルトランプファー契約、大学におけるソフトウェアやデータベースなどのコンテンツ分野の知的財産に関する取扱いなど共通的課題について、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示すること。

【事実関係】

これまで知的財産推進計画等において検討すべき課題とされながら、明確に結論を提示することが困難であるため、結論に至っていない共通的課題が以下のとおり存在している。

1) 学生、ポスドク等の扱い

学生、ポスドク等の共同研究への参加（とくに雇用関係がない場合の扱いについて）のルールが不明確。とくに、学生の就職活動への影響等、学生としての権利との調整をいかに図るかは教育的観点からも重要な課題となっている。

2) リサーチツール、マテリアル・トランプファー契約等

「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」（文部科学省、平成14年7月31日）、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（総合科学技術会議、平成18年5月23日）等で方向性は示されているが、いまだ明確でない。このため、学術研究の推進を阻害しかねないと懸念がある。

3) 研究者、学生の異動に対する考え方

すでに、有体物（マテリアル・トランプファー）に関しては「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」（文部科学省、平成14年7月31日）で、基本的な指針は提示されているが、実際の運用においては不確定な要素が多い。例えば、厳密に適用しようとすると、学術研究の円滑な推進を阻害しかねない。また、契約等で対応する場合にも、知的財産に相当する内容を明確に定めることが困難な場合も少なくない。

なお、学生が大学院進学やポスドクとなって異動する場合も少なくないが、このような場合については明確に規定されていない。

4) 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン

大学は、e-Learning、博物館をはじめとして、大量の学術コンテンツを保有し、また創出し続けている。これらの資産を活用するとともに、流通を促進することは大学のみならず社会全体にとっても重要な課題である。しかし、コンテンツ分野に関しては、従来の知的財産業務ではほとんど扱うことがなく、経験がない。権利保護と流通のためのガイドラインを定めて、各大学がコンテンツ分野の知的財産業務を円滑に進められるようにすることが望まれる。

また、プログラムやデータベース等のソフトウェア分野についても、従来の知的財産業務では対応しきれない問題を抱えており、一定のガイドラインの策定が望まれる。

5) 不実施補償と共有特許（特許法73条）の関係について

最近、共有特許に関する規定（特許法73条）を根拠に不実施補償を拒否するケースがしばしばみられる。大学の立場からは知的財産の有効利用の観点から、不実施補償を要求するべきところではあるが、民間企業の知的財産管理の立場からは、不実施補償が必ずしも現実的でない場合があることも事実である。そのため、不実施補償の扱いについては明確な結論が得られない状況にある。

大学の共同研究手続、知的財産管理の円滑な運用のためには、原則論ではなく、現実的な対応方法を模索し、それをガイドラインとして提示していくことが期待される。その際、不実施補償に代えて、間接費の一定率の上乗せも一つの選択肢である。

6) 外為法による制約（軍事転用可能技術の輸出規制）

外為法（外国為替及び外国貿易法）による軍事転用可能技術の輸出規制の問題は、安全保障

問題であり、これまでの知財推進計画では扱われてこなかったが、知的財産政策との関連で論点となりうる。

留学生や外国人研究者の場合、日本滞在 6 ヶ月までは大学内での活動に制約がかかりかねない状況にあり、大学とっては判断が難しい問題となっている。どこまで厳密に判断するのか、対象となる情報や資料等の範囲はどこまでか、など大学の教育研究活動に即した明確なガイドラインが必要である。

7) 国際産学連携等における知的財産管理のあり方

前項に限らず、国際産学連携の推進や外国人研究者の登用、留学生の研究活動への参加等に際しては、大学の知的財産管理や国の知的財産政策の観点から、調整、整理すべき課題が少なからず存在している。国際産学連携等の円滑な推進のためには、適切なガイドラインが必要である。

8) 大学知的財産本部と T L Oとの関係の整理について

大学知的財産本部と T L Oとの関係は、大学ごと、T L Oごとにその成立の経緯や活動実態に差があるので、一律の整理方針を示すのではなく、個別の事情に配慮することが必要である。

【問題点】

いずれも、明確な結論を出しにくい問題であり、契約の中で個別に対応していくことが現実的である。しかし、現場での手続きの煩雑さ等の現実的困難のみならず、衡平性や教育的配慮等の観点からも、個別契約での対応には限界もある。ガイドラインを設定し、誘導していくことが現実的である。

【要望内容】

これまで知的財産推進計画等において検討すべき課題とされながら、明確に結論を提示することが困難であるため、結論に至っていない共通的課題として以下のようなものがある。

- 1) 学生、ポスドク等の扱い
- 2) リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等
- 3) 研究者、学生の異動に対する考え方
- 4) 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン
- 5) 不実施補償と共有特許（特許法 73 条）の関係について
- 6) 外為法による制約（軍事転用可能技術の輸出規制）
- 7) 国際産学連携等における知的財産管理のあり方

これらは、大学の知的財産業務のみならず、教育研究活動にも多大な影響を及ぼしうる事項である。個別に対応していくことには手続き的困難のみならず本質的問題もあるので、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示することが期待される。

4 . 知的財産専門人材の育成・確保について

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にすること。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。

【事実関係】

知的財産分野の専門人材の育成に対する社会の期待は非常に大きい。大学でも、一般的な知的財産教育のみならず、一部の大学では大学院等を整備し、知的財産に関わる専門的人材の育成を目指した取組みをしているところである。

【問題点】

- ・教育内容等が真に社会が求めているものと合致しているかを検証してさらに発展させる必要がある。
- ・知的財産分野の専門人材の養成が急速に展開されているが、一方で輩出した人材の活用の場やキャリアパスが不透明で、供給過剰に陥るのではないかという危惧も生じている。
- ・知的財産分野の専門人材の育成の量的、質的なあるべき姿を模索することは、もっぱら大学が責任を持つべき課題ではあるが、適切な対応のためには、産学官の対話を通じて育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、大学の人材育成へフィードバックしていくことが必要である。
- ・国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野の知的財産活動などは、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、このような、特に専門性、特殊性を必要とする分野に関する知的財産専門人材の育成・確保について、大学独自の取り組みは十分でない。
- ・また、すでに現場で活躍する知的財産分野の専門家が大学における知的財産教育に参画する形で、相互乗り入れが実現しているが、社会全体の知的財産リテラシーの向上のためには、地方大学や小規模大学を含め、できるだけ多くの大学における一般的な知的財産教育や専門的人材の育成に、現場で活躍する知的財産分野の専門家が参画することが必要である。

【要望内容】

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、それを教育現場へフィードバックすることが期待される。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うことが期待される。

5 . 外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保について

外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等の問題が散見されるので、早急に調整し、一貫した知的財産政策の体系を構築すること。

【事実関係】

政府の外部研究資金制度の間には、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性を欠く場合がある。例えば、

- 1) 一部の研究資金制度では、研究成果が権利化され、収益が発生した場合に収益を国庫に納付することを義務づけている。
- 2) 研究成果の権利化（特許出願等）の費用を研究費から充当することを認めている場合はわずかであり、ほとんどはその費用を認めていない。認めている場合でも、事業終了後の権利化費用は認めていない。
- 3) 知的財産権関係のみならず、外部研究資金の申請書類等の様式が制度によって異なっており、書類作成が煩雑であるばかりでなく、知的財産の観点から申請書類等の内容確認をする上でも煩雑となっている。
- 4) 政府の委託研究資金を大学が再委託で受託した場合、再委託とはいえ大学が実質的に受託者となっている場合も少なくない。日本版バイドール条項（産業活力再生特別措置法第30条）の観点からは、再委託の場合であっても研究活動から生じた知的財産権は大学帰属とし、その活用を図る方が合理的だとも考えられるが、必ずしもその趣旨が徹底していない。

【問題点】

政府の外部研究資金が拡大する中で、大学は知的財産の取扱いを含む研究管理業務の充実に努めているところである。しかし、政府の外部研究資金制度のあいだで、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等における不一致が多々みられる。この場合、事務手続き等が煩雑になるというだけでなく、同じような活動であってもある外部研究資金では許され、別の外部研究資金では許されないとといった事態が生じるため現場の混乱を招き、さらには不適切な研究費処理にもつながりかねない危険性も孕んでいる。研究を実施する観点からは、知的財産に関わる事項はもちろんあるが、それ以外の事項についても、一貫した扱いが望まれる。

また、複雑性への対処のコストをもっぱら研究実施側が負担するより、国全体の研究資金の有効利用の観点からも、外部研究資金の供給側がルールの統一、整合化を図る方が合理的である。

【要望内容】

政府の外部研究資金制度には、以下のような省庁間の不整合、知的財産政策との一貫性の欠如等の問題がある。

例)

- 1) 研究成果が権利化され、収益が発生した場合の扱い
- 2) 研究成果の権利化の費用の扱い
- 3) 申請書類等の様式が資金制度によって異なっていること
- 4) 再委託の場合の知的財産権の帰属

外部研究資金制度が拡大する中では、知的財産の取扱いに限らず、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等、ルール全般について、制度間で統一、整合化を図ることが望まれる。このことを通じて、政府として一貫した知的財産政策の体系を構築することを期待する。